

# 法律相談事業

困ったことがおきたら、  
一人で悩まず相談を…!

## 事業内容

互助会と顧問契約した弁護士に、特別加入者が日常生活を営む上で発生する諸問題、諸事件（離婚・財産相続・破産・民事再生事件・刑事事件・民事事件・賠償責任事件等）について相談するときの相談料（通常30分で5,000円）を無料とします。ただし、同一案件については1回限りとし、2回目以降の相談は自己負担となります。

## 相談方法

伊藤三之法律事務所に直接電話、または事前予約のうえ事務所へ伺って相談をしてください。その際、本会員である旨を申し出てください。本会へ事前に連絡をする必要はありません。

なお、本事業は、法律相談に係る費用を本会が負担するもので、相談後に伊藤弁護士に弁護を委任した場合に発生する着手金、報酬金、訴訟実費等については、相談者本人の負担となります。詳細は伊藤弁護士にご相談ください。もちろん、秘密は厳守されます。

## 契約弁護士

弁護士 **伊藤三之氏**

### 伊藤三之法律事務所

山形市宮町5-12-21

TEL: 023-633-7860

受付時間 月～金 9:00～18:00

## 健康増進事業

# スキー場利用補助事業

**補助対象者** 特別加入者本人

**補助額** 1日につき2,000円のスキー場利用補助券を交付する。（1回の利用につき1枚の利用を限度とする。）

**募集数** 400枚

**補助対象スキー場**

- 蔵王温泉スキー場（蔵王索道協会） ☎023-694-9617
- 米沢スキー場 ☎0238-28-2511
- 湯殿山スキー場 ☎0235-54-6450
- 赤倉温泉スキー場 ☎0233-45-2901
- 黒伏高原スノーパーク・ジャングルジャングル ☎0237-41-5555

**補助券有効期限** 交付日から令和6年3月31日まで

**申込方法** 下記申込書により郵送またはFAXでお申込みください。右の二次元コードまたは、ホームページ「健康増進事業申込フォーム」からも申込みが可能です。

**留意事項** **特別加入者ひとりにつき2枚を限度とします。**

**申込締切** **11月22日(水) 必着** **決定通知** 12月上旬に郵送します。

※令和5年11月3日(金・祝)、11月11日(土)は県庁舎停電のため、FAXの受信ができませんのでご注意ください。



キ リ ト リ

## スキー場利用補助事業申込書

特別加入者番号	TEL ( )	申込枚数
氏名		<input type="radio"/> 1枚 <input type="radio"/> 2枚

※健康増進事業を運営するにあたり、個人情報を同事業関係者に提供する必要があります。申込書の提出があった時点で、同申込書に記載の個人情報については提供の同意があったものとさせていただきます。